

## 犬を飼っている皆様へ

犬を飼うには狂犬病予防法に基づく登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

そのほかにも石垣市犬取締条例で**常時けい留が義務付けられており、放し飼いが禁止**されています。

放し飼いによる犬の咬症事件が相次いでおり、今年に入り、**放し飼いによる咬症事件を起こした飼い主が石垣市では初めて検挙**されました。

どんなにおとなしい犬でも、飼い主以外には同じようにおとなしいとは限りません。

ふとした拍子に噛み付いたりすることもあり、その際すべての責任は放し飼いをしている飼い主が負うことになります。

石垣市において犬を飼っているすべての皆様へ、放し飼い犬のいないステキな石垣島を創っていくためのご協力をお願い致します。



【問合せ】市役所環境課 ☎ 0980-82-1285

## 「注意で防ごうハブ咬症！ハブ対策は環境整備で！」

沖縄県では1年のうち、ハブの咬症被害が多く発生する**9月から11月までの間を「ハブ咬症防止運動月間」として、**広く県民や観光客の皆さんにハブ咬症被害を未然に防止するよう注意を呼びかけています。

ハブによる咬症被害は私たちの注意によって未然に防ぐことができます。次の点に気をつけましょう。

- 草刈りやネズミの駆除など**敷地内の環境整備**を行い、ハブの生息・進入しにくい環境を整えましょう。
- 田畑や山野、草地等への出入りや夜間に歩行する際には十分注意するよう心がけましょう。

もし、ハブに咬まれた場合は、激しい動きをしないで身近な人に助けを求め、早急に医療機関で治療を受けてください。

【問合せ】市役所環境課 ☎ 0980-82-1285

参照：沖縄県HP ハブに気をつけよう！



## 台風等の悪天候時のごみの収集について

- 悪天候時には、ごみの収集時間が大幅に遅れる場合があります。**

気象警報が発令されていなくても、悪天候時のごみ出しは危険ですので、可能な限り、次の収集曜日に出すようにしてください。また、収集運搬車両の安全運行や収集運搬作業の安全確保のため、平常時より収集時間が大幅に遅れる場合がありますので、ご了承ください。



- 大雨警報や洪水警報などが発令されている時のごみ出しは、大変危険です。**

大雨・洪水等の気象警報が発令されている時にごみ出しをすることは、強風による転倒事故やごみの飛散のほか、豪雨時には、ごみが流され道路の排水溝に詰まることで冠水や浸水被害の恐れがあります。気象警報発令時には、可能な限り、次の収集曜日にごみを出すようにご協力をお願いします。

- 暴風警報発令時は、ごみの収集は中止となります。**

暴風警報発令時のごみの収集体制

(発令) 午前8時29分までに発令された場合：収集は中止です。

午前8時30分以降に発令された場合：その時点から収集は中止です。

(解除) 午前11時59分までに解除された場合：その時点から収集を開始します。

午後0時00分以降に解除された場合：収集は中止です。



【問合せ】市役所環境課 ☎ 0980-82-1285